



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社共立メンテナンス  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 充孝  
コード番号 9616 東 証 第 一 部  
問 合 せ 先 取締役副社長 上田 卓味  
電 話 03・5295・7854

## 「定款一部変更のお知らせ」の一部訂正について

平成 27 年 5 月 18 日に公表しました「定款一部変更のお知らせ」の記載内容に一部訂正がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款訂正の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開と内容の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うものです。
- (2) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものです。

#### 2. 訂正の内容

訂正の内容は、次のとおりであります。

(下線は訂正箇所を示します。)

訂 正 前 (変 更 案)	訂 正 後
(目 的) 第 2 条 (条文省略)  (新 設)  第 <u>16</u> 号～第 <u>57</u> 号 (条文省略)	(目 的) 第 2 条 (変更案どおり)  <u>16. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支 援総合事業</u>  第 <u>17</u> 号～第 <u>58</u> 号 (変更案どおり)

訂正前(変更案)	訂正後
<p>(任期)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、<u>選任</u>後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 当社の監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 (変更案どおり)</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、<u>決議</u>後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 当社の監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる</u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

以上